

三井田川炭礦における労働者の募集と解雇(一)

金子, 雨石
田川郷土研究会会員(元貝島炭鉱職員)

<https://doi.org/10.15017/13609>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 5, pp.97-101, 1975-06-25. エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：



三井田川炭礦における労働者の募集と解雇 (一)

金子雨石

募集と解雇

明治、大正、昭和、各年代を通じて従業員の募集地域は九州、中国、四国の諸地方が主な地盤であつた。明治時代に遠く奥羽地方まで進出したこともあるが、地理的關係から九州地方に重点が置かれ、中国地方四国地方がそれにつぐ重要地とされていた。

これを県別に見ると九州では地元の福岡県が最高で大分、熊本、宮崎、鹿児島各県がこれに続き、佐賀、長崎の両県は鉱業地帯である關係から遙かに下つていた。

四国や中国では広島、愛媛が重要地域で島根、岡山、徳島その他の諸県がこれに次いでいた。この事實は別表採炭夫県別在籍人員調べに見ても明かである如く、福岡、大分、熊本の諸県が大正十年以来連続して一、二、三位を占め宮崎、愛媛、鹿児島、広島が順に多少の変化を示しながら前記の三県に次いでいる。

これらの各県で募集地域として重視されるのは市部より郡部であり、郡部でも町方より農村である。

いづこの炭坑でも次第に労力の不足を来しこれが補充対策としては農閑期利用の短期出稼者を吸収するとか風水害のため荒廃した罹災地に逸速く手をつけるとか、その他いろいろの新しい工夫がこらされていた。

各地の特色

以前には募集地域の異なるに従い各出身従業員にそれぞれの特徴があつた。例えば広島県比婆郡地方のものは非常に勤勉で稼働成績が良い

とか、石川県金沢方面のものは性質が多少狡猾で歓迎されないとか、熊本県阿蘇郡色見方面では出身者に相当貯蓄を有するものがあつて出稼希望者が多いとか、宮崎県臼杵地方にも同様の志願者が多いなどであつた。

しかも今日では各炭山が相競りて募集の重点を農山漁村に移すようになつて固定地盤として列挙すべき特色を求めることが困難になつた。概括して今日の従業員は交通不便な僻地居住者で曾て炭坑出稼の経験のないもの程よく粗食にも堪え稼働成績も良好であつた。

募集方法

募集の方法は職業紹介所を通じてするもの、紹介業者によるもの、在職者の紹介によるもの、現地新聞の広告によるもの、或は掲示などであるが、従来主として行われたものは縁故募集と窓口募集の二方法であつた。大体労働力の供給は会社の内部からするものと、外部からするものとの二つに分けることが出来る。この両者の優劣は内部従業員の紹介による縁故募集の方が成績がよい。

縁故募集は当鉱業所が大正十年末から専ら行つていた方法である。これは成績のよい従業員にその原籍地などから親戚知己を紹介させてこれを招致するものであるが、この方法によつたものは居付成績が非常に良好である。但し往々求人難の甚だしい時季などがあつて右の方法のみでは到底目的を達し難いときには有力従業員を招いて紹介を依頼したり、係員を有望地に派して直接呼びかけて募集させることもあつた。

採炭夫県別在籍人員調

年 別	県 別	福 岡 県	熊 本 県	大 分 県	宮 崎 県	広 島 県	鹿 児 島 県	愛 媛 県	其 の 他	計
大正 10	上	1,447	472	825	127	241	148	204	634	4,098
	下	1,571	435	770	98	236	150	180	610	4,050
15	上	1,038	368	565	145	197	104	143	460	3,020
	下	1,125	379	586	139	183	106	146	442	3,088
昭和 5	上	631	213	360	102	109	63	120	213	1,811
	下	453	153	277	87	84	56	87	173	1,370
10	上	392	117	212	58	47	51	57	262	1,196
	下	439	153	215	85	51	62	68	127	1,200
13	上	465	253	386	156	59	147	78	135	1,779
	下	449	303	420	175	63	158	113	312	1,993

明治時代には有望な地方には特に周旋人を置いて募集に当らせ、時には警務方を派して督励させたものであるが、周旋人の名目は明治四十二年一月十五日を以て募集人と改称された。

こうして大正十年末に至って主として縁故募集が採用され最近まで継続されて来たが、支那事変発生後の労力不足は漸次深刻化し供給源の農村地方が既にその涸渇を訴える有様であり、生産拡充のための増員要求はいよいよ熾烈を極め募集は未曾有の困難に遭遇した。

更に国家の戦時労働力統制に関する力が発動されるに及んで、従来の自由性から著しく拘束を受けねばならなくなった。

職業紹介法の改正、従業者雇入制限令の施行によつて縁故募集の如きは全く禁止的な取締りを受けるに至った。この対策としては従来縁故地であつた有望方面に対して労務者を募集することの許可を申請しているのであるが前にも述べたように、本職が採炭夫や仕繰夫であるものをその募集人に行っているのでは文筆に縁の遠いもの達であるため、募集地で行わねばならぬ面倒な手続をいとい、その欠陥に善処するためいろいろと対策が立てられている。

その一例としては昭和十四年夏以来県下築上郡を手始めに香川、徳島、愛媛、大分の各県で職業紹介所の主催によつて当鉱業所の実況映写を行い更に座談会を催したこともある。

募 集 料

明治三十三年当鉱業所創業の頃には鉱夫雇入の周旋をしたものに家族持の場合には一名について金五十銭、独身者の場合には金四十銭、家族で稼働するものがあるときにはその稼働者一名について金二十銭の割で周旋料を給与していた。この周旋によつて新しく這入った鉱夫には食費として最初一日一名につき金二十銭を給与した。但し周旋料と新入鉱夫の食費は三十日以上稼働した後でないと給与せず、また再

来者（曾て当山に稼働し一旦辞職の上再び当山に雇入れられたもの）の周旋料は支給しない定めであった。

その後三十七八年頃になると日露戦争の影響もあつて周旋料は二円に値上げされ、周旋された鉱夫が三十方出役すれば更に一円を加給する定めとなつた。なお周旋人に対する前貸金制度を設けて五円以上十五円までを前貸しすることとしたが、鉱夫等がその親戚知人等を紹介した場合それが二十方以上稼働すれば単身者一人について一円を、二人以上稼働家族あるものについては一人に対し一円五十銭を賞与として紹介人に給与することとなつた。

その後明治四十二年になつて周旋料は募集料と改称された。

大正七年頃になると新採用の鉱夫が出役すれば三円、三方稼働後に二円の募集料を募集人に給与することになり更に募集賞与として三十方稼働後単身者の場合には五円以内、家族持の場合には七円以内、一ヶ年稼働契約満了後には五円以内をそれぞれ支給した。

その後紹介料は三方稼働後三円、七方稼働後二円、家族持七円以内、定約満了後は二十円以内但し技能によつては三十円までを増給した。

また募集人紹介人中成績良好のものには季末賞与を支給し、もし鉱夫その他を出張させたときは旅費規則の範囲で旅費を支給する外本人相当の賃金を給し、宰領者を要する時はこれに対して旅費の外日当七十五銭以内を給与した。

募集人と紹介人には募集料紹介料の前貸をなし応募及び被紹介鉱夫の稼働が三十方と六十方に達すれば各回五円を賞与した。

以上のような方法によつて約二十二年を経過したが大正十年末からは、一般的募集を廃し以後は縁故募集のみによることとなつた。

道具の貸付は明治三十八年九月から行われた。最初一回限り損料を徴して貸付けるが損料支払額が道具の原価に達すれば、道具は鉱夫の所有となる仕組でそれまでに解雇されると道具は返戻せねばならぬ。

また借用中紛失破損の場合は再交附をせず自費で弁償させた。同じ頃事業道具や炊事道具を貸与し半ヶ月毎に三十銭以上を稼賃から控除して返済に当てさせたこともあつた。

昭和十一年頃から石炭増産のために各山とも事業の大拡張を行い、当然従業員の不足を来したので何れも相当の募集費を投じて招致に腐心するに至つた。これに対応するために当鉱業所でも募集に全力を傾注する必要を痛感し、紹介料を稼働五十方に達した時に七円、周旋料を一ヶ月以上就役した時に五十銭以上一円まで支給することとした。

その後支那事変が起り所要人員の充足はますます困難となつたばかりでなく物価もまた漸騰を見たので数度に亘り給与率を高めて来たが、現行規定は次のようになってゐる。

類別	種 別	規 定
応募者	旅 費	即 時 払
	道 具 代	15方にて道具代(15円まで)半額免除
	有附賞与	30方につき5円
募集従業者	出張待遇	指定旅費・並に出勤手当支給 (標準報酬日額を全額)
	紹 介 料	7方にて5円 (郡外募集のみ)
		15方にて10円(郡外並に郡内指定地) 30方にて7円 (郡外募集のみ)
賄方	賄方手当	出方1方につき0.20 出役世話料 欠方1方につき0.10
合宿	合宿食費	1人1日当り 55銭

採用手続

鉱山労働者は一般に比して特に強壯な身体と堅実な思想を持たねばならぬ。そうでないと往々坑内で種々不安な幻想に襲われてあらぬ奇惑感を抱いて忽ち離職するに至ることがある。そこで採用に当っては以下に記するような種々の規準に立脚している。

明治時代炭坑殊に坑内は前科者の集合地の如く世に伝えられ、また実際に於ても性質の狂暴な悪質の鉱夫が多数いたのであるが、採用規格が設けられて以来漸次往時の面目を一新するに至った。

明治三十三年九月雇入鉱夫に木札の鑑札を交付し十五日間稼働させて適当と認めた上で警務方から誓約書を徴し所属主任に対して雇入証交付の稟議を出すことに定めたがこの期間は仮採用であつた。

三十九年五月からは番号札を交付し印形とその札とを糸に括り、札の一面には職名及び姓名を記載することと改め大正三年六月には印鑑札を交付することになった。

次に身体検査の標準であるが大正九年六月末から採用の可否を鉱夫主任が決定することになった際、従来に比して統制ある標準が定められた。この頃から志願者受付に際しては備付の「リスト」によつて思想關係を調べ異状なければ採用したのであるが、その手続きは各坑の労務派出所で志願者の身体検査証を作り首席が性行経歴を問ひ糺したのち医局で身体検査を受けさせる。という順序になり検査後鉱夫主任が再調をして採否を決めていた。

昭和十四年一月十二日からは採用担当者が病院構内で事務を執ることになり本部との往復が不便となつたので前記の再調査は特に疑義あるものの外は行わないこととなつた。

かくて採用が決定すれば鉱夫名簿を貰うて派出所に帰り繰込担当の係員から従業後の坑内作業の要点や安全運動健康保険等に関する心得を懇ろに注意された後、坑内係長に就業個所を教示されるのである。

採用及び身体検査の標準は左の通り

性別

往時女子採炭夫を採用した時代には夫婦共稼の風習を尊重して男子採炭夫との組合せについては、それが不当にならぬように非常に注意を払つたものである。今日では単に事業の難易によつて女子を適所に配すれば足りるのである。

年齢

満十六才以上五十才未満のものを採用する。

教育

小学校卒業程度を最も歓迎する、中等学校卒業者は将来当鉱業所の職員となることを目的とする場合にのみ採用する。

智力其他

大体に於てあまり知識の程度の高いものまたは劣等なものとは採用しない。殊に採炭夫には商人官吏等の前歴者はなるべく採用を避けている。韓国人は能率及び坑内外の保安に関する見地上採用しない方針である。また甚しい落魄者などは一般鉱夫との均衡上やはり採用しないことにしている。

体力

(イ) 視力 20/40 以上

(ロ) 体重身長 一定の制限はないが両者が平衡をなすことを条件としている。

(ハ) 聴力 一米突以上の距離で尋常の談話を解し得ること。

(ニ) 握力 握力計によつて検査をなす。

女一五以上 男二〇以上。

(ホ) 胸囲 身長半以上。

(ヘ) 文身 除去し得る程度のものであること。

(ト) 肩力 「スラ」または「テボ」に鉄板を入れて試験する。「スラ」

男一五〇斤、女二二〇斤。

「テボ」男一二〇斤以上、女九〇斤以上のこと。

(イ) 臂力 「エブ」に鉄板を入れて検査する。通常六〇斤以上なること。

(ロ) 精神力 削切法によって注意力を試験する。
以上のうち肩力と臂力は保護坑夫の深夜業と入坑を禁止されてから
は検査をしないことになっている。(未完)

(六六頁より続く)

大正三年五月十九日

補充兵の科料 小城郡東多久村多久鋳業株式会社鋳夫吉瀬保太郎
(三二)は補充兵陸軍輜重輸卒なるが去る二月以来無届にて本籍地を
離れ現住所に來住す。依りて科料五円に処せらる。

大正三年五月二十日

女の投身 西松浦郡大川内村大字吉田村生れ、東松浦郡北波多村芳
谷炭坑々夫原ムメ(一九)は五、六日前より精神に異常を呈し、去る
十四日午後四時頃無断家出し行衛不明となりしが十七日午前十二時頃
長溜と称する池中に投身し、溺死を遂げたりと。

大正三年五月二十二日

炭坑人夫の変死 杵島郡北方村志久杵島炭坑人夫中島五伊右衛門
(三八)は去る十八日午前七時半頃就寝中本坑組立工場入口にありし
長一二尺重量二一〇斤位の鉄棒を一人にて運搬中過て跪き鉄棒に圧せ
られ、同所に敷設せしレールの角にて左前頭部に切創を負ひ出血甚しき
より人事不省となりしを以て直に同坑病院に運び施術中午後零時半頃
死亡せり。

大正三年五月二十八日

相知炭坑の布教 東松浦郡相知炭坑にては 去二十五日午後二時よ
り相知宿にて坑夫及び一般信者に向って神代智明氏は「国民の大自然」

という題下にて一場の講話をなせり。

大正三年五月二十九日

中旬の鉄道運炭 本年中旬間における九管各線の運炭高は二九八、
四一二トンにして之を上旬に比するも四〇〇〇余トンを減じ客月中旬
の三〇万トンに比すれば二〇〇〇余トンの減少なり。尚着駅別として
対比する時は左の如し。

	四月下旬	五月下旬
若松	一五三、二八五	一四八、一五〇
門司	二六、八二五	二五、一一五
小倉	三、〇一四	三、〇七〇
戸畑	六七、一三六	七〇、五一七
八幡	一八、八七九	一九、八二八
宇の島	三、二一四	二、五四七
長崎	六、一二〇	四、五八二
西唐津	二一、六二四	二四、六〇三
唐津	一三三	
計	三〇〇、〇九七	二九八、四一二

大正三年六月一日

浮浪者あげらる 市内唐人町中島久治(二三)は一昨日午後三時頃
浮浪罪として検挙されしが説諭の上同日放還さる。